

試験問題（解答時間50分）（100点）

V. 消費税法

問1

次の〈資料〉に基づき、相続により、被相続人の事業を承継した相続人のX3年、X4年、X5年における納税義務の有無を求めなさい。 (計18点)

〈資料〉

- (1) 相続のあった日 X3年5月25日
 (2) 相続人及び被相続人の各年における課税売上高（税抜き）

	X1年	X2年	X3年	X4年
相続人	10,000,000円	9,000,000円 (4,500,000円)	19,000,000円 (9,600,000円)	48,000,000円 (24,000,000円)
被相続人	40,000,000円	26,000,000円	30,000,000円	—

(注) 表中のかっこ書き（内書）の金額は、1月1日から6月30日までの期間に対応する金額である。

X3年	(1) 原則 $\square A$ 円 $\square B$ 10,000,000円 (2) 特例 ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 (イ) 特定期間 X $\square C$ 年 \square 月 \square 日 ~ X \square 年 \square 月 \square 日 (ロ) 課税売上高 $\square D$ 円 \square 10,000,000円 ② 相続があった場合の納税義務の免除の特例 $\square E$ 円 \square 10,000,000円 ∴ 1月1日から5月 $\square F$ 日までは納税義務 $\square G$ 5月 \square 日から12月31日までは納税義務 $\square H$
X4年	(1) 原則 $\square I$ 円 \leq 10,000,000円 (2) 特例 ① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 (イ) 特定期間 X $\square J$ 年 \square 月 \square 日 ~ X \square 年 \square 月 \square 日 (ロ) 課税売上高 $\square K$ 円 $\square L$ 10,000,000円 ② 相続があった場合の納税義務の免除の特例 \square 円 + \square 円 = $\square M$ 円 $\square N$ 10,000,000円 ∴ 納税義務 $\square O$
X5年	$\square P$ 円 $>$ 10,000,000円 ∴ 納税義務あり

問2

直前の課税期間（X3年4月1日からX4年3月31日）の確定申告書に記載された差引税額（年税額）が6,000,000円であるA法人につき、税額計算の誤りが判明し、更正の請求をしたことにより、X4年9月中に、年税額を3,800,000円（減税額2,200,000円）とする更正通知があった。この場合におけるA法人のX4年4月1日からX5年3月31日までの課税期間における中間申告について、中間申告すべきときにはその申告期限及び納付すべき消費税額を求めなさい。ただし、、、、、は解答欄の選択肢の中から選びなさい。

(計16点)

(1) 一月中間申告

① 4月～8月 円 × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = 円 円 ∴

② 9月～2月 円 × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = 円 円 ∴

(2) 三月中間申告

① 4月～6月（申告期限 X4年 月 日）

円 × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = 円 円 ∴

② 7月～9月

円 × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = 円 円 ∴

③ 10月～12月

円 × $\frac{\text{}}{\text{}}$ = 円 円 ∴

④ ①+②+③ = 円

(3) 六月中間申告

月中間申告を行っているため六月中間申告は不要である。

(4) 中間申告額

(1)+(2)+(3) = 円

問 3

下記の取引を消費税法上区分するとどのように分類されるか、解答欄にTKC「課税区分基準書」の課税区分一覧に基づき課税区分を選択しなさい。課税区分基準書は画面下の参考資料を確認すること。

なお、特に断りがない場合は、課税資産の製造販売業を営んでいる課税事業者を前提に答えなさい。また、輸出取引等に該当する取引については、その証明書類が保存されているものとし、インボイス制度については考慮しないものとする。(計12点)

- (1) 国外の支店で使用するためにその支店へ事務用機器の輸出を行った。
- (2) 海外子会社へ商品の輸出売上げを行った。
- (3) 自社の所有する賃貸用マンション（全戸居住用として契約している。）の外壁工事につき修繕代を支出した。
- (4) クレジット加盟店がカード発行会社取引金額5%相当額の加盟店手数料を支出した。
- (5) 非居住者所有の特許権（国内及び外国で登録されている。）の使用料を支出した。
- (6) 国外の支店で販売するためにその支店へ商品の輸出を行った。

〈参考資料〉

課税区分一覧

	課税区分	内 容
売 上 げ	1	課税売上げ
	11	課税売上げに係る対価の返還
	12	課税売上げに係る貸倒れ
	2	輸出売上げ（課税品の輸出等）
	21	同輸出に係る対価の返還
	25	輸出売上げ（非課税品の輸出等）
	26	同輸出に係る対価の返還
	3	非課税売上げ
	31	非課税売上げに係る対価の返還
	4	有価証券等の譲渡
仕 入 れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	51	同課税仕入れに係る対価の返還
	55	輸入課税仕入れ（課税売上げにのみ要するもの）
	6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
	7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
	8	非課税仕入れ・同対価の返還
	9	課税区分が未確定の取引等
	0	不課税取引（税外取引）

問 4

次の記述は、控除対象外消費税額等の所得税法及び法人税法の取扱いに関するものであるが、次の文の から に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。(計16点)

1. 控除対象外消費税額等とは、課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95% の事業者で 方式を採用した場合の のうち、控除できない課税仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額の合計額をいう。
2. 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95% の場合、控除対象外消費税額等は生じない。
3. 課税売上割合が80% の場合、控除対象外消費税額等は、当該事業年度（個人の場合には、その年分、以下同じ。）の損金の額（個人の場合には必要経費、以下同じ。）に算入する。ただし、法人の場合には損金経理が要件である。
4. 課税売上割合が80% の場合であっても、 に係る部分は、当該事業年度の損金の額に算入する。ただし、法人の場合には損金経理が要件である。
5. 課税売上割合が80% の場合、 に係る部分は、個々の資産の控除対象外消費税額等が20万円 のものは、当該事業年度の損金の額に算入する。ただし、法人の場合には損金経理が要件である。
個々の資産の控除対象外消費税額等が20万円 のものは、次のとおり。

(発生初年度)

$$\text{G} \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

(次期以降)

$$\text{G} \times \frac{\text{当期の月数}}{60} = \text{損金算入限度額}$$

いずれの場合も法人の場合には損金経理が要件である。

6. に係る部分は、当該事業年度の損金の額に算入する。

1. 税込経理	2. 税抜経理	3. 棚卸資産	4. 経費
5. 繰延消費税額等	6. 棚卸資産以外の資産	7. 以上	8. 以下
9. 未満	10. 仮払消費税等	11. 仮受消費税等	

問5

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、当課税期間（自X1年4月1日 至X2年3月31日）の9月中に乙株式会社（以下「乙社」という。）に対しソフトウェアの研究開発部門に係る事業譲渡を行っており、この譲渡に係る取引の仕訳は次のとおりであり税込経理されている。

これに基づき、甲社の課税標準額及び課税売上割合を求め、 から に当てはまる数値を入力しなさい。

なお、事業譲渡に係る資産・負債はそれぞれ事業譲渡時の価額により譲渡されており、注記された科目以外の科目の帳簿価額は事業譲渡時の価額に相当するものとする。 (計13点)

(単位：円)

借 方			貸 方		
科 目	金 額	(注)	科 目	金 額	(注)
借 入 金	60,000,000		土 地	30,000,000	1
現 金 預 金	33,000,000		建 物	3,000,000	
			棚 卸 資 産	15,000,000	
			差 入 保 証 金	5,000,000	
			事 業 譲 渡 益	40,000,000	2
合 計	93,000,000		合 計	93,000,000	

(注) 1 事業譲渡時の価額は60,000,000円である。

2 事業譲渡益には、乙社との契約によりのれんの対価として收受した10,000,000円が含まれている。

[課税標準額](千円未満切捨)

$$\boxed{} \text{円} + \boxed{} \text{円} + \boxed{} \text{円} = \boxed{\text{A}} \text{円}$$

$$\boxed{} \text{円} \times \frac{100}{110} = \boxed{} \text{円} \rightarrow \boxed{} \text{円}$$

[課税売上割合]

(1) 課税売上額 (税抜き)

$$\boxed{} \text{円}$$

(2) 課税資産の譲渡等の対価の額

$$\boxed{} \text{円}$$

(3) 非課税売上額

$$\boxed{\text{B}} \text{円} + \boxed{\text{C}} \text{円} \times \boxed{\text{D}} \% = \boxed{} \text{円}$$

(4) 資産の譲渡等の対価の額

$$(2) + (3) = \boxed{} \text{円}$$

(5) 課税売上割合

$$\frac{(2)}{(4)} = \boxed{\text{E}}$$

$$\frac{(2)}{(4)} = \boxed{\text{F}}$$

問6

次の〈資料〉により、次に掲げる各設問に答えなさい。なお C、 E、 F は解答欄の選択肢の中から選びなさい。

なお、消費税及び地方消費税の経理処理として税込経理方式を採用している。

(計11点)

〈資料〉

(1) 個人事業者甲（開業以来課税事業者に該当する。以下「甲」という。）は、以前より課税物品販売業を行っていたが、乙株式会社（以下「乙社」という。）をX4年10月1日に資本金の額5,000,000円で設立し、それまで行っていた課税物品販売業はその設立以降乙社が行うこととなった。

なお、甲は、X4年9月30日をもって課税物品販売業を廃業し、乙社の取締役役に就任したうえで、乙社から役員報酬を收受することとしている。

(2) 甲は、乙社を設立する際に、乙社に対して棚卸資産（仕入価額は2,300,000円であり、通常販売価額は2,850,000円である。）を仕入価額で譲渡し、また、営業用車両（帳簿価額は600,000円であり、時価は450,000円である。）及び備品（帳簿価額は20,000,000円であり、時価は17,900,000円である。）をそれぞれ帳簿価額で譲渡している。

(3) 上記(2)以外の甲のX4年（自X4年1月1日 至X4年12月31日）の収入は、甲の課税物品販売業により生じた5,479,000円及び乙社から收受した役員報酬6,750,000円である。

また、乙社の設立課税期間（事業年度）はX4年10月1日からX5年9月30日までであり、設立課税期間における課税売上高は28,976,000円（うち、X4年10月1日からX5年3月31日までの期間における課税売上高は14,511,000円である。）であったが、当該設立課税期間においては、課税売上割合が95%以上となり、仕入控除税額を計算した結果、控除不足還付税額が生ずる見込みである。

(4) 乙社の設立課税期間における所得税の課税対象となる役員報酬及び従業員給与手当の支給額の合計額は21,385,600円（うち、X4年10月1日からX5年3月31日までの期間における支給額は10,692,800円である。）であり、未払いのものは含まれていない。

(5) 消費税法第12条の3（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）に関する事項について考慮する必要はなく、また上記以外に考慮すべき事項はない。

<次ページに続く>

<問6の続き>

〔設問1〕

甲のX4年における消費税の課税標準額を求めなさい。

〔課税標準額〕(千円未満切捨)

$$\square \text{円} + \square \text{円} + \square \text{円} + \square \text{円} = \square \text{A} \text{円}$$

$$\square \text{円} \times \frac{100}{110} = \square \text{円} \rightarrow \square \text{円}$$

〔設問2〕

乙社の設立課税期間における納税義務の有無を判定しなさい。

〔納税義務の有無の判定〕

(1) 原則

基準期間なし

(2) 特例

① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例

特定期間なし

② 新設法人の納税義務の免除の特例

当事業年度開始日の資本金 \square B \square 円 \square C \square D \square 円 ∴ 納税義務 \square E

〔設問3〕

上記〔設問2〕をふまえて、乙社が設立事業年度において控除不足還付税額の還付を受けるために必要である手続きを選択しその手続期限を答えなさい。

必要な手続き \square F \square の提出

提出期限 X \square G \square 年 \square H \square 月 \square I \square 日

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 | 2. 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 |
| 3. 消費税課税事業者届出書 | 4. 消費税簡易課税制度選択届出書 |
| 5. 消費税課税期間特例選択・変更届出書 | 6. 消費税課税事業者選択届出書 |
| 7. 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書 | |

問 7

次のそれぞれの場合において、正しい場合には解答欄に○を、誤りの場合には×を選択しなさい。 (計14点)

- (1) 消法別表第三に掲げる医療法人（内国法人）が自由診療に係る診療報酬を収受した場合には、公的な医療保障制度に係る医療ではないため、7.8%課税取引に該当する。
- (2) 消法別表第三に掲げる医療法人（内国法人）が地方公共団体から受け取った交付金で、交付要綱等により医療器具の購入に充てる旨が指示されているものは、国等に対する仕入税額控除の特例の計算上、用途特定の特典収入に該当する。
- (3) 調剤薬局を営む個人事業者が保険診療に基づき医薬品を販売した場合には、非課税取引に該当する。
- (4) 消法別表第三に掲げる医療法人（内国法人）が地域の医療団体を構成員とする医療連盟から当該法人の本来の事業活動に対する助成金の交付を受けた場合には、課税の対象とはならないが、国等に対する仕入税額控除の特例の計算上、用途不特定の特典収入に該当する。
- (5) 老人福祉法に規定する養護老人ホームを営む内国法人が入居者より寮費を収受した場合には、7.8%課税取引に該当する。
- (6) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設を営む内国法人が、生産活動として製造した家具を販売した場合には、非課税取引に該当する。
- (7) 老人福祉法に規定する養護老人ホームを営む内国法人が地方公共団体から交付要綱等により土地の購入に充てる旨が指示されている助成金の交付を受けた場合には、課税の対象とはならないが、国等に対する仕入税額控除の特例の計算上、用途特定の特典収入に該当する。